

明石市家庭用脱炭素化設備導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自己が居住する住宅にエネルギー利用の効率化に資する設備を設置する者等に対して、その費用の一部を補助することにより、当該設備の普及促進を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 新たに建築された住宅であって、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (2) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (3) 最大出力 電力会社との電力受給契約における太陽光発電システムの発電出力をいう。

(対象設備)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たすもの
- (2) 設置する日前において未使用品であるもの
- (3) 第6条第1項の規定による申請を行った日の属する年度（以下「対象年度」という。）の初日から3月10日までの間（以下「対象期間」という。）に利用を開始するもの
- (4) リース契約により設置されたものでないもの
- (5) 本市の他の制度に基づく助成を受けていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、同一の対象設備について次の各号のいずれかに該当する者が複数あるときは、そのうちの1人に限り補助対象者とするものとする。

- (1) 自らが居住する市内の既存住宅に対象設備を設置する者（次号に該当する者を除く。）
- (2) 対象設備のいずれもが設置された市内の新築住宅（以下「対象住宅」という。）を購入し、自ら居住する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に市長が別に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者のうちから、補助金を交付する候補者（以下「補助金候補者」という。）を、予算の範囲内において決定する。

3 補助金候補者は、対象期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金候補者の住所が分かる書類

(2) 対象設備の設置又は対象住宅の購入に係る契約書の写し

(3) 対象期間に対象設備の利用を開始したことが確認できる書類

(4) 対象設備の設置又は対象住宅の購入に係る領収書の写しその他の設置又は購入金額を証明する書類

(5) 電力会社との電力受給契約の内容が分かる書類（対象設備が太陽光発電システムである場合に限る。）

(6) 対象設備の型式名及び製造番号が分かる書類（対象設備が蓄電池である場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第7条 市長は、補助金候補者から前条第3項に規定する書類の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により、補助金候補者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに、市長が別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条第1項及び第3項並びに前条第1項に規定する手続を、対象設備の設置に係る工事の請負者、対象住宅の売主等に代行させることができる。

(管理)

第10条 補助金交付決定者は、対象設備の利用を開始した日から起算して6年間（以下「管理年数」という。）善良なる管理者の注意をもって当該対象設備を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第11条 補助金交付決定者は、管理年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） その他市長が適当でない者と認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 補助金交付決定者は、市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに、これを返還しなければならない。

（協力）

第14条 市長は、補助金交付決定者に対して、必要に応じて対象設備に関するデータの提供や地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年6月6日制定）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年4月20日制定）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年6月7日制定）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 2 7 日制定）

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象設備	要件
太陽光発電システム	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの (2) 最大出力が 1 0 k W未満であるもの (3) P P A（太陽光発電システムを所有する事業者が自己の負担により他の者が所有する住宅に太陽光発電システムを設置し、その維持管理を行い、当該太陽光発電システムにより発電した電力を当該住宅へ供給する契約をいう。）により設置されたものでないもの
蓄電池	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 設置された住宅の発電設備と常時接続し、当該設備が発電する電力を充放電できるもの (2) 国が実施する対象年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金その他市長がこれに類すると認める補助金の補助対象設備であるもの

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象区分		補助金の額
第 4 条第 1 号に該当する者	太陽光発電システム	最大出力が 3 k W未満のもの 5 0, 0 0 0 円 最大出力が 3 k W以上のもの 1 0 0, 0 0 0 円
	蓄電池	8 0, 0 0 0 円
	第 4 条第 2 号に該当する者	1 0 0, 0 0 0 円